

令和7年第4回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 令和7年10月24日 午前10:00

○閉 会 午前10:37

○出席議員（16名）

3 番 藤原仁美	4 番 戸田俊樹	5 番 佐藤珠樹
6 番 澤井昭二郎	7 番 堀井克見	8 番 藤原典男
9 番 中川光博	10 番 鈴木司	11 番 菅原秀雄
12 番 石井和人	13 番 西村武	14 番 鑑仁志
15 番 菅原龍太郎	16 番 伊勢潤	17 番 鈴木壮二
18 番 佐藤敏雄		

○欠席議員（1名）

1 番 菅原理恵子

○説明のための出席者

市 長 鈴木雄大	副 市 長 鎌田雅人
教 育 長 吉原慎一	総 務 部 長 古仲淳
市民生活部長 菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊藤佐和子
産業振興部長 古畑範行	教 育 部 長 伊藤強
総 務 課 長 浅野幸一	危 機 管 理 監 櫻庭満久
企画政策課長 石井恵子	財 政 課 長 内田倫雄
商工観光振興課長 鈴木和徳	教育総務課長 菅原撰

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安田秀樹	議会事務局次長 澁谷睦子
-------------	--------------

令和 7 年第 4 回潟上市議会臨時会日程表（第 1 号）

令和 7 年 1 0 月 2 4 日（1 日目）午前 1 0 時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 6 0 号 男鹿潟上南秋消防組合の設立について
- 日程第 4 議案第 6 1 号 男鹿地区消防一部事務組合理約の一部変更について
- 日程第 5 議案第 6 2 号 男鹿地区消防一部事務組合の解散について
- 日程第 6 議案第 6 3 号 男鹿地区消防一部事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 7 議案第 6 4 号 湖東地区行政一部事務組合理約の一部変更について
- 日程第 8 議案第 6 5 号 湖東地区行政一部事務組合の解散について
- 日程第 9 議案第 6 6 号 湖東地区行政一部事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 1 0 議案第 6 7 号 令和 7 年度潟上市一般会計補正予算（第 7 号）（案）について

午前１０時００分 開会

○議長（佐藤敏雄） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

なお、1番菅原理恵子議員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

定足数に達しておりますので、これから令和7年第4回潟上市議会臨時会を開会します。

ここで鈴木市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

令和7年第4回潟上市議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

審議に先立ち、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、男鹿潟上南秋消防組合の設立についてから湖東地区行政一部事務組合の解散に伴う財産処分についてまでの7議案についてであります。いずれも男鹿湖東地区消防広域化に関する議決案件であります。

昨年6月27日に男鹿湖東地区消防広域協議会協議書の締結以降、消防広域化に向けた協議項目について、専門部会、幹事会及び協議会により協議を重ねてまいりました。

このたび、協議会において決定した調整項目を基に、新組合の規約、現組合の解散、財産処分等について、構成市町村と協議することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、令和7年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について申し上げます。

先般の潟上市議会第3回定例会最終日に、ふるさと納税事業の関連経費について追加提案しておりましたが、その後、更に想定を超える寄附が生じたことから、ふるさと納税の寄附者及び寄附金額の増加に対応するため、事業費を増額するものであります。

この後、担当部長がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上であります。

○議長（佐藤敏雄） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1 会議録署名議員の指名】

○議長（佐藤敏雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、5番佐藤珠樹議員、6番澤井昭二郎議員を指名します。

【日程第2 会期の決定】

○議長（佐藤敏雄） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。13番西村議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村武） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、10月22日に、委員、正副議長、当局から説明員として総務部長、産業振興部長、財政課長出席のもとに開催しております。

議会運営委員会では、本臨時会の提出予定議案、会期日程等を議題として協議いたしております。

本臨時会に当局より提出されておる案件は、男鹿潟上南秋消防組合に関する案件等7件と予算案1件であります。

提出案件について当局より概要説明を受け、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐藤敏雄） お諮りします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

【日程第3 議案第60号 男鹿潟上南秋消防組合の設立について から 日程第9 議案第66号 湖東地区行政一部事務組合の解散に伴う財産処分について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第3、議案第60号 男鹿潟上南秋消防組合の設立についてから日程第9、議案第66号 湖東地区行政一部事務組合の解散に伴う財産処分についてまでを一括議題とします。

はじめに、議案第60号から議案第66号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

なお、当局の説明の後、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。

古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、ピンク色の表紙の説明資料の1ページをお開き願いま

す。

議案第60号 男鹿潟上南秋消防組合の設立についてから議案第66号 湖東地区行政一部事務組合の解散に伴う財産処分についてまでは、関連がございますので一括でご説明いたします。

新消防組合の設立と現組合の解散に関する7本の議案につきましては、本年5月及び8月の市政協議会でお示しした消防広域化協議会における40項目の基本調整項目の決定を基に、今後、関係する地方公共団体と協議することについて議決を求めるものでございます。

資料の上段、青枠の部分、議案第60号は、地方自治法第284条第2項の規定に基づく男鹿潟上南秋消防組合の設立についてでございます。

構成市町村は、男鹿市、潟上市、八郎潟町、井川町及び大潟村で、事務所の位置は現在の男鹿地区消防本部が所在する男鹿市船川港船川字海岸通り二号12番地7とします。

組合の経費や施行日、管理者や議員等の人数については、記載のとおりでございます。

黄色の枠の部分は、男鹿地区消防一部事務組合の解散関係の議案3本でございます。

議案第61号は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく、男鹿地区消防一部事務組合規約の一部変更についてであります。これは解散があった場合の事務の承継と決算審査について規定するものでございます。

議案第62号は、地方自治法第288条の規定に基づく男鹿地区消防一部事務組合の解散についてであり、令和8年3月31日をもって組合を解散するものでございます。

議案第63号は、地方自治法第289条の規定に基づく男鹿地区消防一部事務組合の解散に伴う財産処分についてであり、解散により生じます建物、特殊施設、車両等の物品、債務について、男鹿潟上南秋消防組合へ承継するものでございます。

なお、繰越金、いわゆる決算剰余金につきましては、男鹿地区消防一部事務組合の負担割合に応じて配分し、構成市村に返還するものとしておりますが、繰越金を新組合へ承継させる場合は、構成市村間で協議の上、別途定めることとしております。

続いて、緑色の枠の部分は、湖東地区行政一部事務組合の解散関係の議案3本であり、基本的に男鹿地区消防一部事務組合の解散と同様でございます。

議案第64号は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく湖東地区行政一部事務組合の規約一部変更についてでございます。解散があった場合の事務の承継と決算審査について規定するものでございます。

議案第65号は、地方自治法第288条の規定に基づく湖東地区行政一部事務組合の解散についてであり、令和8年3月31日をもって組合を解散するものでございます。

議案第66号は、地方自治法第289条の規定に基づく湖東地区行政一部事務組合の解散に伴う財産処分についてであり、解散により生じる土地、建物、特殊施設、車両等の物品、債務につきまして、男鹿潟上南秋消防組合に承継するものでございます。

また、斎場に関する財産は潟上市に、介護情報センターに関する財産は井川町へ、それぞれ承継するものでございます。

なお、繰越金につきましては、湖東地区行政一部事務組合の負担割合に応じて配分し、構成市町に返還するものとしておりますが、繰越金を新組合へ承継させる場合は、構成市町間で協議の上、別途定めることとしております。

以上の議案第60号から第66号につきましては、構成市町村の議会でそれぞれ議決後、構成自治体間で協議書を交わしまして、新組合の設立につきましては県知事へ許可申請、それ以外につきましては県知事へ届出を行うものでございます。

また、各議案の概要につきましては、2ページ以降11ページまでに記載してございますので、適宜ご覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） ただいま説明のありました議案第60号 男鹿潟上南秋消防組合の設立について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 男鹿地区消防一部事務組合規約の一部変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 男鹿地区消防一部事務組合の解散について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 男鹿地区消防一部事務組合の解散に伴う財産処分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起

立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 湖東地区行政一部事務組合理約の一部変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 湖東地区行政一部事務組合の解散について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 湖東地区行政一部事務組合の解散に伴う財産処分について質疑を行います。質疑ありませんか。12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 事務組合の解散に伴って物品等を新事務組合に引き継ぐと思いますが、これらの物品等の運搬とか移送に関わる費用、これはどのようになっているのでしょうか。確認をお願いします。

○議長（佐藤敏雄） 古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） ただいまの質問にお答えいたします。

引き継いだ財産の配置替え等も発生すると思いますが、基本的に組合で持っている車両、そういったもので自前で基本的には運搬するものと捉えております。

また、これから新組合を立ち上げまして4月1日の消防本部運用までに3か月ほど猶予期間がございますので、そういった中で初期費用について若干かかるものについては、今後、補正予算も検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

【日程第10 議案第67号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第10、議案第67号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてを議題とします。

議案第67号について、当局より提案理由の説明を求めます。古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） それでは、ピンク色の表紙の説明資料の12ページをお開き願います。

議案第67号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてご説明い

たします。

はじめに、予算の規模でございます。

補正前の額188億9,713万4,000円、補正額10億5,367万円の追加で、補正後の額を199億5,080万4,000円とするものでございます。

前年度10月の補正後の予算額との対比は、26億8,439万9,000円、15.5パーセントの増でございます。

補正予算の財源でございますが、全額が特定財源で、内訳は記載のとおりでございます。

次のページ、13ページをお願いいたします。

補正予算の内容についてご説明いたします。

I「進化する潟上」の創造、3つの力に基づく事業 1「稼げる力」の創造の（1）ふるさと納税事業10億5,367万円は、ふるさと納税の寄附者及び寄附金額の増加に対応するために事業費を増額するものでございます。

現在予算措置している額を上回るペースで寄附の申込みがありますため、返礼品やポータルサイト使用料などの関連経費を増額するものであります。

説明は以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 寄附金が多くなってきているということについては非常に喜ばしいことだとは思いますが、この補正については何人の方が寄附金を提供して、それから、多い方でどれぐらいの額なのか、そこら辺もし分かっておりましたらよろしくをお願いします。

○議長（佐藤敏雄） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、寄附されている方の人数ですけれども、10月19日、今週ですかね、19日現在の申込みベースで1万9,927件となっております。ちなみに昨年、6年度が年間で6,572件ですので、今もう既に3倍くらい集まっているという状況になっております。

それとあと、個人の方でどれぐらいの寄附をされている方が、最高額がどれぐらいの方がということですが、そこら辺はちょっと今、手元にデータがございませんのであれですが、一応高額の返戻金ですと、例えばお米の12か月の定期便とかだと10万円、20万円という方もいらっしゃいますので、じゃあ最高は幾らなのかというの

はちょっと今、手元になく分かりませんが、そういった形で結構平均単価も去年より2万円くらい、1件当たりのですね、上がってますので、全体的に価格が上がっていると考えております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ありませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 今、同僚議員の質問と若干かぶるところもあるかと思いますが、今までは想像できなかったぐらいのふるさと納税が来ると。結果的には財源として入ってくる部分はありますから、ありがたいなというところもあるんですが、返礼品というのは何をね、1万9,000人ぐらいの方が寄附すると、ふるさと納税ね、なんだけど、内容はおそらく米だろうというふうに想像はできるわけだけれども、どのぐらいの割合でお米がね、返礼品として扱うのか。私やっぱりちょっと懸念するのは、米のみならず全国的に町村の実態を見ますと、受け付けたはいいいものの寄附者が求める返礼品をきちっと返礼できないで、はばけるといふかね、はっきり言って、それで苦情が出てるやの話も報道されています。潟上の場合は、一気にねこういうふうにして来ますと、受け入れ態勢、あるいはまた返礼品の供給態勢がどうなっているのかなということを、老婆心ながらちょっと心配ですよ。米、米ったって、やっぱりJAなのか、民間の業者なのか、はたまた個人なのか、公平・平等にね、潟上の例えば地場産業である米を全国的に発送するとすれば、どういうふうなプロセスをもって公平・平等に扱っているのか、やっぱり関心のあるところですよ。聞かれます、正直言って。特定に偏ってね、やるんじゃないでしょうねと。返礼品を扱う業者は儲けますから、はっきり言って。でしょ。伝票操作一つで、これ莫大な利益なりますよ、やり方によっては。だから、そこはやっぱりね、行政が関わるものだし、税というね観点からいくと、そこらはやっぱりある程度きちっと開示して、つまびらかにしていけないと、やっぱり後日ですね、これ何ですかということになりかねないので、そういうふうな手順、プロセスが、一気に来ますからね、どういうふうな現在の立ち位置なのか、で、今後、どういうふうな対応をされていくのか。米のみならず、どういうね、品物といふかね返礼品を、その方々は求めてきているのか。不確定要素もあるでしょうが、こういうふうにして10億円もね予算計上してくるということは、当然ベースがなければ予算構成だってできないはずで、そこら辺ね、その大口分らないとかというね、部長ね、理解できないわけでもないんだけど、ちょっとやっぱり暢気過ぎるのかなと。これ提案する段階で、それぐらいはおおむねね、

これいろはのいですよ、ここらは。責めるんじゃなくして、我々も一応議会、あるいは議員の立場として、きちっとやっぱり掌握しておかないと、やっぱり今後ね様々な形で市民に対するお答えも困るというようなことになりかねないので、そこらここら、ちょっと分かりにくい質問で大変恐縮ですけども、今この時点でできる限りのご回答をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤敏雄） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず今、現状どれくらいの割合で米がということをお話でしたけども、件数ベースで申し上げますと94パーセントくらいが今、米に集中しております。その要因としては、ちょうど新米が出る時期だということもあろうかと思うんですけども、9月末でポイント制度が廃止されるというあれで駆け込み需要が非常にあったということもございました。ということで、取りあえず今のところはですね、94パーセントくらいがお米ということで、それとあと、どういった形で出しているのかというお話だったんですけども、一応市のほうで返礼品としているのは、潟上市産、市で作られたお米じゃないといけないということですので、これを取り扱っていらっしゃる業者、今4つの業者さんと契約をしております、この4つの業者さんでその潟上市産のお米を出せる量を出していただくという形になっております。それで、ざっくりなお話なんですけども、大体今までに、10月の頭くらいまでですけども、数量にして四百七、八十トンくらいが潟上市から出ていっております。当然ご心配されているように在庫の管理しっかりしているかということが大切だと思いますので、我々も逐一取扱い業者さんのほうに確認をしております、まだあと二、三百トンくらいは大丈夫だというお話をいただいております。それで、最終的に、もうそれを超えるような形になれば、その前に信用問題になりますので、申込みをストップするとか、受付ストップするというような形をとらなきゃいけないもんですから、そこはしっかり対応していきたいと考えております。

それとあと、どうしても米に集中しているという現状を踏まえまして、我々としてもいろいろ考えていかなきゃいけないなと思っているんですけども、いずれお米が出ているということは、少なくとも市外、県外の方が潟上市のホームページなり返礼品を見ているということになります。まず潟上市を知っていただくという意味で、市のお米をまず見ていただいて、それでそのほかの商品にも関心を持っていただくという意味では、まず市のPRというか、市のことを知っていただくという意味でまず一つ意味があるの

かなと考えておりますし、これからその周りの周辺の商品なんかにも波及していくと考えております。また、今お米がブームということであれば、お米と何かをセットにして一緒に販売するとか、そういったことも考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 部長の答弁でね、もうおおむね分かりました。やっぱり今までになような状況が発生している。場合によっては、潟上を今おっしゃったとおりに売り込む、潟上の地場品をね、県内外に売り込む、千載一遇のチャンスですよ。ですから、ここはやっぱりね、機会と捉えて、今、答弁にもありましたよね。ほかのものとセットにして送るとか、それはやっぱりあらゆるね、英知を結集して、大変でしょう。おそらく受入においてもね、これ対応大変だと思いますよ。何百トンも対応するということはね。その前の手順を踏まえてやるとしてもね。ですから、どうかひとつこれがね、94パーセントというのは、あまり米に偏っちゃって、今、農政もまた大臣代わったりして猫の目になりつつありますから、果たしてね、来年も米や米やということでは来るのか来ないのか、これは来年のことは分からないけれども、一過性だということにはならないと思うけれども、なる可能性もある。そうした場合において、この財源をどういうふうにして潟上市は基金等々において留保しておって、市政全体の財政運営さね、役立てるのか。ここらも含めてやっぱり財政運営がね、含めてやっぱりプランを立てていかないと、今年ドーンと来たと。しかしながら来年は分からないということになりかねないので、そこらは産業課だけじゃなくて、財政のほうも含めてですね、やっぱりシミュレーションをもって、やっぱり堅実に、しかもチャンスと捉えてね、複合的に対応していくということが大事なんじゃないかなと私はそう思っていますよ。

ここで大変恐縮ですが、市長やっぱりこれ全体にね関わる問題なので、当然それは心得ておるとは思いますけども、その部分における鈴木市長の決意のほどをお聞かせいただければありがたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤敏雄） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回のふるさと納税額の増加につきましては、市長としても素直にうれしい気持ちでありますけれども、質問の中にもありましたとおり、こうしたものが一過性で終わる場合もあります。私としては、昨今のこの米不足と米の価格高騰、こういった影響もあり

まして、非常に米のニーズが高まっていると。そういった流れが本市にとっても良い方向で流れてきたものだと思っております。

他方、やはりこのふるさと納税に頼る財政運営というのは、他自治体においても問題等も生じております。そうした意味におきましては、本市といたしましては、こうした増加する額も貴重な浄財でございますので、市政発展に資する取組に充当していくとともに、将来に向けては市の財政等しっかりと行く末を見ながらかじ取りをしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（佐藤敏雄） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 鈴木市長もね、私と意思が大体同じだなということを感じてました。ありがとうございました。

今これでもう終わりますけれども、ドーンとねふるさと納税が増えた自治体、過去にもありましたよ。しかしながら、翌年とかその翌年、いわゆるドーンと下がる。アップダウンね、それによって財政運営に非常に苦慮するということも当然マスコミ等で報じられておりますから、全体の我が市の場合は、当初で大体160億ぐらいかな、そして今26億円ぐらいの補正だということの説明もありました。総務部長からね。ですから、10億円単位のやっぱりね、増減というのは、少なくとも我が市の財政規模からいくと、良きにつけ悪きにつけ影響与えますから、そこらはやっぱりきちっとシミュレーションをもって、後顧の憂いのないような備えをしていくということが非常に大事だと思いますので、来年の今頃、私議員やっているかどうか分かりませんが、少なくとも決算の頃には、結果的にはこれを議論したことが、やっぱり良かったねと、お互いに認識できるような状況を私は望みたいと思います。大変難儀でしょうけれども、一生懸命頑張ってPRをし、そして湧上を全国に、お互いにね発信していきましょう。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第4回潟上市議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでした。

午前10時37分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 佐 藤 敏 雄

〃 署名議員 佐 藤 珠 樹

〃 署名議員 澤 井 昭二郎